

日本造血・免疫細胞療法学会
移植施設認定基準 認定カテゴリーに関わる診療体制等の
変更申請・申告の受付について（2025年）

現状の認定カテゴリーから異なる認定カテゴリーに変更になる診療科について、下記の通り、認定カテゴリーの変更申請・申告を受け付けます。

なお、認定カテゴリーは随時の変更を行っていないため、要件を満たさなくなった、あるいは満たすようになったことで、変更が必要な場合には、必ず今回の受付期間内での申請・申告をお願いいたします。

■申請対象となる診療科

下記【共通要件】に該当し、かつ1～5のいずれかの条件に該当する診療科

【共通要件】直近の認定日が2024年4月2日から2025年2月27日の期間内にある診療科

1. 現在、認定カテゴリー2の診療科であり、下記のような事由により、本年4月1日時点で、認定カテゴリー1の要件を満たす（※）診療科

- 1) 所属の移植施設責任医師や移植医の認定医資格の取得
- 2) 所属のHCTCの認定HCTC資格の取得
- 3) 異動等による認定医資格をもつ移植医の配置
- 4) 異動等によるLTFU看護師研修会修了済みの看護師の配置
- 5) 異動等による認定HCTCの配置

※「見込み」での申請も可としますが、実際に要件を満たさなかった場合、認定カテゴリー変更は認められません。なお、認定カテゴリー1となるために満たさなければならない要件は[移植施設認定基準](#)の基準1.8をご参照ください。

2. 現在、認定カテゴリー3（LVC）の診療科であり、2024年1月 - 12月等の移植実績が下記1) 2) のいずれの基準も満たしている診療科

- 1) 2024年1月 - 12月の新規の同種造血幹細胞移植実績が6例以上
ただし、小児診療科においては2024年1月 - 12月の新規の同種造血幹細胞移植実績3例以上または2022年1月 - 2024年12月の3年間に新規の同種造血幹細胞移植実績5例以上、これ加えて移植責任医師に変更がないこと（基準4.1）
- 2) 2022年1月 - 2024年12月の3年間に同種骨髄移植、同種末梢血幹細胞移植、臍帯血移植をそれぞれ1例以上施行
ただし、小児診療科においては同期間に、同種骨髄移植、同種末梢血幹細胞移植、臍帯血移植のうち2種類の移植をそれぞれ1例以上施行（基準4.2）

3. 現在、認定カテゴリー1または2の診療科であり、2024年1月 - 12月等の移植実績が上記2記載の基準を満たさなかった診療科

4. 現在、認定カテゴリー1の診療科であり、所属の移植施設責任医師や移植医、看護師、HCTCの異動等により、本年4月1日時点で認定カテゴリー1の要件を満たさない（満たさなくなる）診療科

5. 現在、認定カテゴリ2または3の診療科であり、所属の移植施設責任医師や移植医、看護師、HCTCの異動等により、本年4月1日時点で移植施設認定の認定要件を満たさない（満たさなくなる）診療科

■認定カテゴリ降格／認定停止までの猶予期間の適用について

上記の申請対象4、5に該当する診療科については、申告された内容からそれぞれ認定カテゴリ降格、認定停止に該当すると判定される場合においても、移植施設認定委員会にて基準1.10、1.11の規定による猶予期間を適用する。この場合の猶予期間は、本申請の判定結果が通知されてから2026年3月31日までの期間および2026年4月1日（次回、年次調査による更新手続き完了後）から、前者が3年間、後者が1年間とする。

※基準1.10、1.11の内容については[移植施設認定基準](#)より当該条項をご確認ください。

■申請受付期間

2025年3月24日（月）～4月11日（金）※必着

■提出書類

申請書および必要な添付書類

※申請様式は[こちらのページ](#)からダウンロードしてください

■提出方法

メール（スキャンしたPDFファイル）にて下記までご提出ください

[送付先] 公益財団法人日本骨髄バンク内「JSTCT 移植施設認定申請窓口」宛
shinki★jmdp.or.jp [★を@に置き換えてください]

■手続き完了予定

2025年5月上旬

申請受付期間終了後、担当委員会および理事会の審議を経て、認定カテゴリの変更有無についてご通知いたします